

| | |
|----------------------|--|
| 処 分 の 概 要 | 公開請求に対する決定等 |
| 法令(例規)名及び 根 拠 条 項 | 美幌町情報公開条例 第15条第1項 |
| 法令(例規)番号 | 平成12年美幌町条例第4号 |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p> |
| 所 管 部 署 名 | 総務部 総務グループ 広報担当 |
| 審 査 基 準 の 内 容 | <p>(請求権者の範囲)</p> <p>第9条 何人も、この条例に基づき、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開とする情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人が識別され得ないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く</p> <p>ア 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報(当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合)にあつては、当該部分を除く。)</p> <p>ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>(2) 法人その他の団体のうち国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いたもの(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産を保護するために公開すること</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>が必要であると認められる情報又は人の生活に支障を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く</p> <p>ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしない条件で任意に提供されたものであって、法人等若しくは個人において通例として公にしないこととされているもの又は情報の性質、当時の状況等に照らして公にしないことが合理的であると認められるもの</p> <p>(3) 本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(4) 本町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれのあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 本町又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業の経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ</p> <p>(5) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全の確保に著しい支障が生ずるおそれのある情報</p> <p>(6) 法令又は他の条例(本町以外の地方公共団体の条例を含む。以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないとされている情報</p> <p>(部分公開及び一定の期間の経過による公開)</p> <p>第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、これを公開しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、非公開情報が記録された公文書であっても、期間の経過により、当該公文書の全部又は一部については、非公開とする理由がなくなったときは、これを公開しなければならない。</p> <p>(公文書の存否に関する情報の取扱い)</p> <p>第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第10条各号に規定する非公開情報として保護される利益が当該公文書を公開した場合と同様に侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。</p> |
| | <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備考 | <p>やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。(第15条第3項)</p> |

注 各欄は、様式第1号と一致させること。

| | |
|----------------------|---|
| 処 分 の 概 要 | 開示請求に対する措置 |
| 法令(例規)名及び 根 拠 条 項 | 美幌町個人情報保護条例 第18条 |
| 法令(例規)番号 | 平成17年美幌町条例第29号 |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p> |
| 所 管 部 署 名 | 総務部 総務グループ 広報担当 |
| 審 査 基 準 の 内 容 | <p>(開示の請求)</p> <p>第13条 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>2 未成年者の法定代理人又は成年後見人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって、前項に規定する開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>3 死亡した者に係る保有個人情報は、法定相続人が開示請求をすることができる。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するもの(以下「非開示情報」という。)である場合を除き、開示請求者に対し当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令等の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれる情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(5) 町の機関並びに国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの</p> <p>(6) 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 町又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの (部分開示)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して取り除くことができるときは、開示請求者に対し、非開示情報に係る部分を除いて、開示をするものとする。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (保有個人情報の存否に関する情報)</p> <p>第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> |
| | <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | <p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、46日以内に限り延長することができる。(第19条第2項)</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 処 分 の 概 要 | 訂正請求に対する措置 |
| 法令(例規)名及び 根 拠 条 項 | 美幌町個人情報保護条例 第26条 |
| 法令(例規)番号 | 平成17年美幌町条例第29号 |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 30 日</p> |
| 所 管 部 署 名 | 総務部 総務グループ 広報担当 |
| 審 査 基 準 の 内 容 | <p>(訂正の請求)</p> <p>第23条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと考えるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。</p> <p>2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第25条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求に係る保有個人情報について訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。</p> |
| | <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(第27条第2項) |

| | |
|----------------------|--|
| 処 分 の 概 要 | 利用停止請求に対する措置 |
| 法令(例規)名及び 根 拠 条 項 | 美幌町個人情報保護条例 第31条 |
| 法令(例規)番号 | 平成17年美幌町条例第29号 |
| 標 準 処 理 期 間 | 総日数 30 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 30 日 |
| 所 管 部 署 名 | 総務部 総務グループ 広報担当 |
| 審 査 基 準 の 内 容 | (利用停止の請求) 第28条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 第8条の規定に違反して保有されているとき、又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2 利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になしなければならない。 3 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用停止の請求について準用する。 (保有個人情報の利用停止義務) 第30条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求に正当な理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 |
| | 審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの |
| 備 考 | 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。(第32条第2項) |